

令和7年第4回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和7年1月17日現在]

議案	22件
質問	2件
同意	1件
報告	7件
最終日同意	1件

【議案】

<政 策 経 営 部>

(1) 令和7年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）

(2) 世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 告示の電子化に伴う一部改正

改正内容 財政状況の公表に係る告示について、区のホームページ上で行うことができるよう規定の整備を行う。

施 行 日 令和8年1月5日

<総 务 部>

(3) 世田谷区公告式条例の一部を改正する条例

改正理由 地方自治法の改正に伴う一部改正

改正内容 条例の公布等に伴う区長の署名に代わる措置についての規定を追加するとともに、公布等について区のホームページ上で行うことができるよう規定の整備を行う。

施 行 日 令和8年1月5日

(4) 世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例

改正理由 行政手続法の改正に伴う一部改正

改正内容 聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達を区のホームページ上で行うができるよう規定の整備を行う。

施 行 日 法の施行の日

(5) 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

改正理由 ①証明書コンビニ交付の利用促進並びにくみん窓口・出張所の混雑緩和を目的とし、多機能端末機による証明書交付手数料を減額するため。

②マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う一部改正

改正内容 ①令和8年2月1日から同年5月31日までの間、世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の公布に係る手数料の額の特例措置を定める。

②引用条項の改正に伴う一部改正

施 行 日 ①令和8年2月1日

②公布の日

(6) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 職員の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する措置等を定めるための
一部改正

改正内容 ①本人又はその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を職員が申し出た場合における情報提供等の導入に伴う規定の整備を行う。
②3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に
係る情報提供等の導入に伴う規定の整備を行う。
③妊娠初期休暇の改正に伴う規定の整備を行う。

施 行 日 令和8年1月1日

(7) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 職員の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する措置等を定めるための
一部改正

改正内容 ①本人又はその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を職員が申し出た場合における情報提供等の導入に伴う規定の整備を行う。
②3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に
係る情報提供等の導入に伴う規定の整備を行う。
③妊娠初期休暇の改正に伴う規定の整備を行う。

施 行 日 令和8年1月1日

<財 務 部>

(8) 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

改正理由 地方税法の改正に伴う一部改正

改正内容 公示送達を区のホームページ上で行うことができるよう規定の整備を行
う。

施 行 日 法の施行の日

(9) 世田谷区立弦巻中学校改築等機械設備工事請負契約

契約方法 一般競争入札 (総合評価方式) (令和7年9月29日)

予定価格 667,788,000円

(消費税及び地方消費税相当分 60,708,000円)

契約金額 647,900,000円

(消費税及び地方消費税相当分 58,900,000円)

相手方 東京都世田谷区北沢一丁目40番6号

温調・大曾根建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区北沢一丁目40番6号

温調技研株式会社

代表者 柴田昇

構成員 東京都世田谷区梅丘一丁目15番11号

大曾根工業株式会社

代表者 大曾根隆

工期 令和11年2月28日

支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費

中学校費 学校施設建設費 工事請負費

債務負担行為

(期間 令和8年度～令和10年度)

(10) 世田谷区立世田谷文化生活情報センター改修機械設備工事請負契約

契約方法 隨意契約

契約金額 849,200,000円

(消費税及び地方消費税相当分 77,200,000円)

相手方 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

高砂熱学工業株式会社東京本店

代表者 鮫島武士

工期 令和9年3月17日

支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費

区民費 文化施設費 工事請負費

債務負担行為

(期間 令和8年度)

(11) 旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更

契約件名 旧世田谷区立保健センター解体工事

契約金額 議決金額 962,280,000円

変更金額 1,356,718,000円

相 手 方 東京都荒川区西日暮里二丁目1番6号

株式会社河野解体工業東京営業所

代表者 細野大介

工 期 議決工期 令和9年7月30日

変更工期 令和10年3月31日

変更理由 ①工事着手後、改めて現場調査を行ったところ地中障害物が発見された。

それに伴い、当該障害物を撤去する必要が生じたため。

②令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価に関する特例措置を適用させるため。

(12) 世田谷区立玉川野毛町公園第2期拡張工事請負契約変更

契約件名 世田谷区立玉川野毛町公園第2期拡張工事

契約金額 545,483,279円

相 手 方 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号

石勝岩城建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号

株式会社石勝エクステリア

代表者 大柴信吾

構成員 東京都世田谷区深沢八丁目7番13号

株式会社岩城

代表者 岩城 隆

工 期 議決工期 令和8年3月20日

変更工期 令和8年7月 1日

変更理由 同敷地内の拠点施設他新築工事が入札不調により、工期が約3か月後ろ倒しになったことに伴い、当該新築工事竣工後に予定していた外構工事も延伸する必要が生じたため。

(13) 財産（電動式移動棚）の取得

契約方法 指名競争入札（令和7年9月24日）

契約金額 211,200,000円

（消費税及び地方消費税相当分 19,200,000円）

相 手 方 東京都世田谷区上馬五丁目40番14号

株式会社ヤナギ

代表者 柳 雄 介

納 期 令和8年11月30日

支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費

総務管理費 一般管理費 備品購入費

令和7年度 一般会計 総務費

総務管理費 一般管理費 委託料

債務負担行為

（期間 令和7年度～令和8年度）

<保健福祉政策部>

(14) 世田谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 地方税法の改正に伴う一部改正

改正内容 公示送達を区のホームページ上で行うことができるよう規定の整備を行う。

施 行 日 法の施行の日

<障 害 福 祉 部>

(15) 世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例

目 的 民間空襲等被害者に対し、^{いたわ}勞りとお見舞いの意を表すために、民間空襲等被害者見舞金を支給することに伴う条例制定

内 容 民間空襲等被害者見舞金の支給要件等について定める。

施 行 日 令和8年1月5日

(16) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

施設名称 ①世田谷区立ほほえみ経堂

②世田谷区立すまいる梅丘

③世田谷区立三宿つくしんばホーム

④世田谷区立岡本福祉作業ホーム

⑤世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場

⑥世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森

候補者 ①名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

②名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル

③名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

所在地 東京都世田谷区三宿二丁目30番9号

④名称 社会福祉法人泉会

所在地 東京都世田谷区岡本二丁目33番23号

⑤名称 社会福祉法人泉会

所在地 東京都世田谷区岡本二丁目33番23号

⑥名称 特定非営利活動法人ウッドペッカーの森

所在地 東京都世田谷区松原六丁目4番1号

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(17) 世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立松原けやき寮

候補者 名称 社会福祉法人せたがや檜の木会

所在地 東京都世田谷区代田一丁目29番5号

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(18) 世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立身体障害者自立体験ホームなかまっち

候補者 名称 特定非営利活動法人つどい

所在地 東京都世田谷区砧四丁目25番2号

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

<子ども・若者部>

(19) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

改正理由 瀬田小新BOP学童クラブの活動場所の変更に伴う一部改正

改正内容 (変更前) 東京都世田谷区瀬田二丁目17番1号

(変更後) 東京都世田谷区瀬田二丁目15番1号

施行日 令和8年3月9日

<道路・交通計画部>

(20) 特別区道路線の認定

(世田谷区桜上水三丁目355番5から354番7まで)

<土 木 部>

(21) 世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者の指定

(詳細は別添資料1のとおり)

<教育委員会事務局>

(22) 世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

廃止理由 学校給食費の無償化に伴い、世田谷区学校給食費会計を廃止するため。

施 行 日 令和8年4月1日

【 諒 問 】

<総 務 部>

(1) 督促処分に係る審査請求に関する諒問

(詳細は別添資料2のとおり)

<生 活 文 化 政 策 部>

(2) 人権擁護委員候補者推薦の諒問

(詳細は別添資料3のとおり)

【 同 意 】

<総 務 部>

(1) 世田谷区教育委員会教育長任命の同意

令和7年11月30日をもって任期満了となる知久孝之教育長の後任を任命する。

【 報 告 】

<財務部>

(1) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立梅丘図書館改築工事）

契約件名 世田谷区立梅丘図書館改築工事

契約金額 議決金額 1, 527, 680, 000円

既定金額 1, 631, 124, 000円

変更金額 1, 666, 544, 000円

工 期 議決工期 令和7年10月31日

変更工期 令和7年11月28日

相 手 方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サンタワーズセンタービル
12階

株式会社中島建設東京支店

代表者 水 島 伸 一

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物
価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。

②工事に伴い発生した土砂・汚泥等の搬出先変更に伴い、搬出時期や方
法等を含めた工程の見直しが必要となったため。

③上記の工程見直しによる工期延伸に伴い諸経費が増額となったため。

専決処分日 令和7年10月30日

<清掃・リサイクル部>

(2) 議会の委任による専決処分の報告（庇テント損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（大成不動産株式会社）

事故概要 令和7年7月17日、甲職員がごみ収集業務のために路地に侵入しよう

と左折する際に、甲車両の左側前方のアオリが乙店舗軒先の庇テントに
接触した。

損害賠償額 308, 000円

専決処分日 令和7年10月30日

<児童相談所>

(3) 議会の委任による専決処分の報告（車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決 定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（株式会社アークリンク）

事故概要 令和7年8月7日、甲職員が、家庭訪問のためコインパーキング内に駐車
中の車両を出庫する際にギア操作を誤り後退した結果、駐車スペース後部
に設置された車止め支柱に衝突し、乙の管理する支柱を損傷させた。

損害賠償額 88, 077円

専決処分日 令和7年10月30日

<みどり33推進担当部>

(4) 議会の委任による専決処分の報告（家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙及び丙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年6月7日、甲が管理する緑地の樹木が、根本付近の腐朽箇所から折れて倒伏し、倒れた先の同緑地内の樹木にぶつかった。その際に、圧力がかかったことで、ぶつかった樹木の枝が折れ、隣接する乙及び丙の住宅の雨どい等に衝突し、損傷を与えた。

損害賠償額 561,000円

専決処分日 令和7年10月30日

<監査事務局>

(5) 令和7年7月分例月出納検査の結果について

(6) 令和7年8月分例月出納検査の結果について

(7) 令和7年9月分例月出納検査の結果について

【最終日同意】

<総務部>

(1) 世田谷区教育委員会委員任命の同意

令和7年12月9日をもって任期満了となる鈴木奈保子委員の後任を任命する。

【別添資料1】

	施設名称	指定管理者の候補者名称及び所在地	指定管理期間
1	世田谷区立駒沢自転車等駐車場		
2	世田谷区立桜新町自転車等駐車場		
3	世田谷区立用賀自転車等駐車場		
4	世田谷区立等々力自転車等駐車場		
5	世田谷区立烏山地下自転車等駐車場		
6	世田谷区立尾山台自転車等駐車場		
7	世田谷区立経堂南自転車等駐車場		
8	世田谷区立千歳船橋北自転車等駐車場		
9	世田谷区立成城北第二自転車等駐車場		
10	世田谷区立八幡山北自転車等駐車場		
11	世田谷区立用賀西自転車等駐車場		
12	世田谷区立桜上水南自転車等駐車場		
13	世田谷区立千歳船橋南自転車等駐車場		
14	世田谷区立九品仏南自転車等駐車場		
15	世田谷区立明大前南自転車等駐車場		
16	世田谷区立上野毛北自転車等駐車場		
17	世田谷区立三軒茶屋北自転車等駐車場		
18	世田谷区立烏山北自転車等駐車場		
19	世田谷区立烏山北第二自転車等駐車場		
20	世田谷区立用賀西第二自転車等駐車場		
21	世田谷区立二子玉川西自転車等駐車場		
22	世田谷区立下高井戸北自転車等駐車場		
23	世田谷区立三軒茶屋中央自転車等駐車場		
24	世田谷区立烏山北第三自転車等駐車場		
25	世田谷区立烏山南第二自転車等駐車場		
26	世田谷区立烏山南第三自転車等駐車場		
27	世田谷区立池ノ上自転車等駐車場		
28	世田谷区立代田橋自転車等駐車場		
29	世田谷区立下北沢自転車等駐車場		
30	世田谷区立下北沢第二自転車等駐車場		
31	世田谷区立下北沢第三自転車等駐車場		
32	世田谷区立三軒茶屋西自転車等駐車場		
33	世田谷区立三軒茶屋北第二自転車等駐車場		
34	世田谷区立三軒茶屋二丁目自転車等駐車場		
35	世田谷区立東松原自転車等駐車場		
36	世田谷区立二子玉川西多摩堤自転車等駐車場		
37	世田谷区立烏山南第四自転車等駐車場		
38	世田谷区立芦花公園北自転車等駐車場		
39	世田谷区立自由が丘駅第一自転車等駐車場		
40	世田谷区立烏山中央自転車等駐車場		
41	世田谷区立上町自転車等駐車場		
42	世田谷区立松原自転車等駐車場		
43	世田谷区立池尻大橋自転車等駐車場		
44	世田谷区立三軒茶屋北第三自転車等駐車場		
45	世田谷区立新代田自転車等駐車場		
46	世田谷区立世田谷駅南自転車等駐車場		
47	世田谷区立烏山駅前自転車等駐車場		
48	世田谷区立烏山東自転車等駐車場		
49	世田谷区立新烏山南自転車等駐車場		
50	世田谷区立下高井戸南第二自転車等駐車場		
51	世田谷区立下高井戸駅前自転車等駐車場		
52	世田谷区立下北沢東自転車等駐車場		
53	世田谷区立駒沢第二自転車等駐車場		
54	世田谷区立千歳船橋西自転車等駐車場		

【別添資料2】

総務部区政情報課

督促処分に係る審査請求に関する諮問

1 趣旨

普通地方公共団体の長は、地方自治法の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、同法の規定により、当該督促処分を受けた者から同処分について審査請求がなされた場合は、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

このたび、生活保護費の返還に係る督促処分に対する審査請求があり、当該請求を棄却する裁決をしたいので、諮問する。

【地方自治法抜粋】

第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(2項～6項 省略)

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 諒問の内容

(1) 審査請求人 区内在住者

(2) 審査請求年月日 [REDACTED]

(3) 審査請求の趣旨

処分庁である世田谷区長（以下「処分庁」という。）が令和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで審査請求人に対してした生活保護費の返還に係る督促処分（以下「本件督促処分」という。）の取消し又は自立更生免除の再考を求める。

(4) 審査請求の理由（主旨）

審査請求人は、金員の取得に伴い、生活物品を購入したが、一部を除き自立更生免除とならず、処分庁は生活保護費の返還決定処分（以下「原処分」という。）をした。原処分を前提とする本件督促処分に対して、審査請求をするものである。

(5) 裁決に関する審理員意見（主旨）

- ① 本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。
 - ② 処分庁は、原処分により生じた収入について、納入の通知をした上で、納期限までに審査請求人からの納付がなかったことから、本件督促処分を行っているものであり、手続き面を含め、本件督促処分を取り消すべき違法又は不当な点は見られない。
 - ③ 原処分について処分の理由となる事実がなく無効である場合や、原処分が取り消された場合には、審査請求人が納付すべき金員が存在しないため、督促すべき債権はないことになり、本件督促処分は違法となり得る。しかし、本件において、原処分が無効であったことや取り消されたことを示す証拠は認められない。

また、原処分を争うための手続きの機会が法令上存在しない場合等には、原処分の違法不当を理由とすることも許容され得るものである。しかし、本件では審査請求人に対する原処分の通知書において、東京都知事に対する審査請求や取消訴訟の提起など原処分に対する不服申立てができることが教示されており（なお、審査請求人によれば、原処分について東京都に対する審査請求をしている。）、原処分の違法又は不当を本件督促処分取消しの理由とする必要性は認められない。

3 審査庁（世田谷区長）の見解

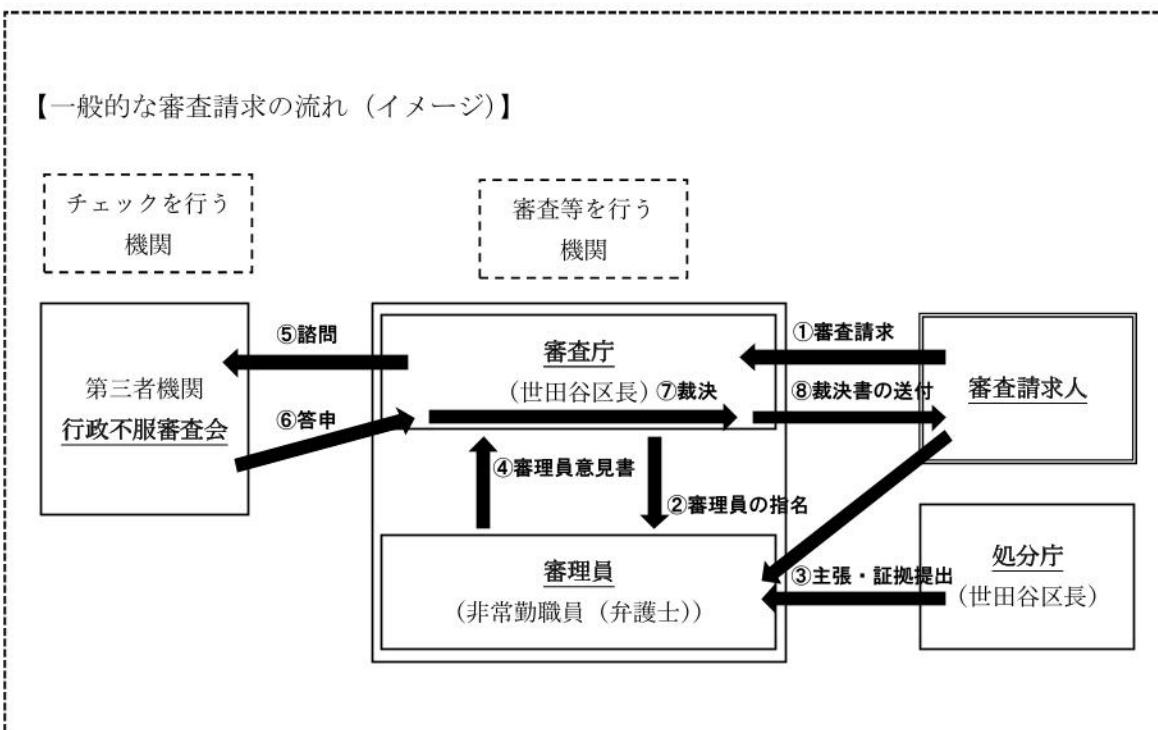
上記のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

4 參考事項

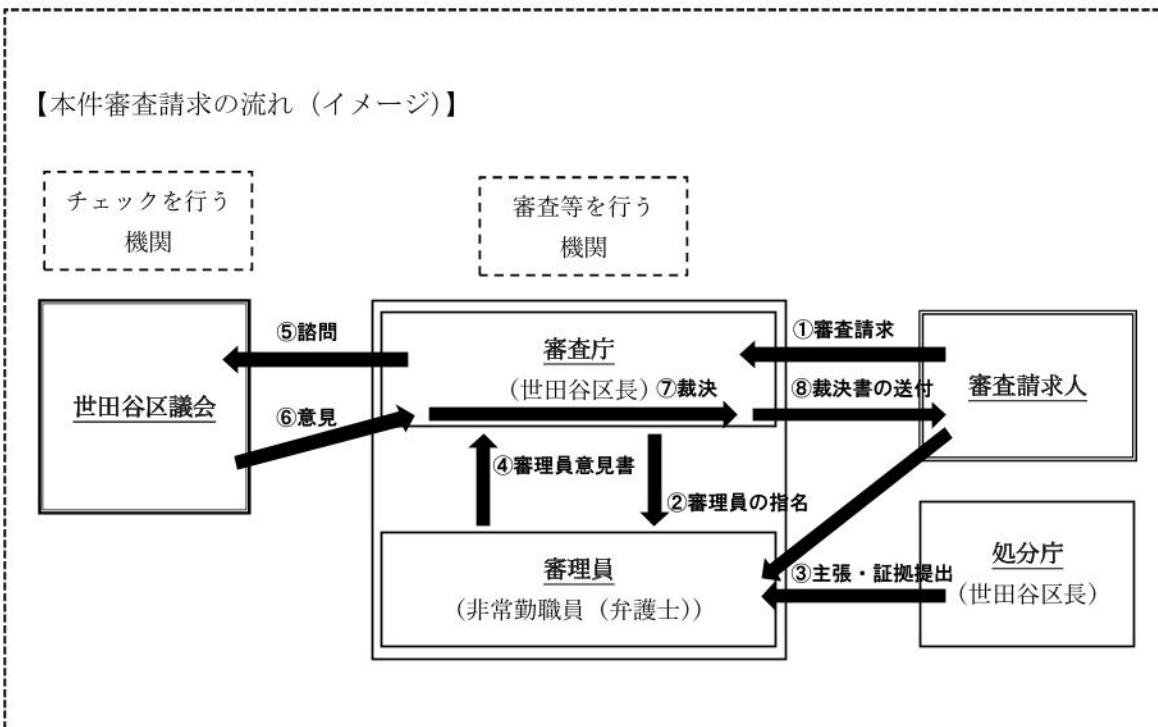
(1) これまでの経過

(2) 審査請求の流れ

【一般的な審査請求の流れ（イメージ）】



【本件審査請求の流れ（イメージ）】



5 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 第4回区議会定例会にて諮問

12月 審査庁（世田谷区長）による裁決

【別添資料3】

生活文化政策部
人権・男女共同参画課

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和8年3月31日をもって人権擁護委員3名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和7年区議会第四回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1 「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙2のとおり

※任期、令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

3 推薦候補者

別紙2のとおり

※年齢は令和8年4月1日委嘱時

※予定期、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

4 今後のスケジュール（予定）

(別紙3「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照)

令和7年11月 区議会第四回定例会にて提案

令和7年12月 候補者を法務大臣に推薦

令和8年4月1日 法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

（1）世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通じ命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

（2）東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

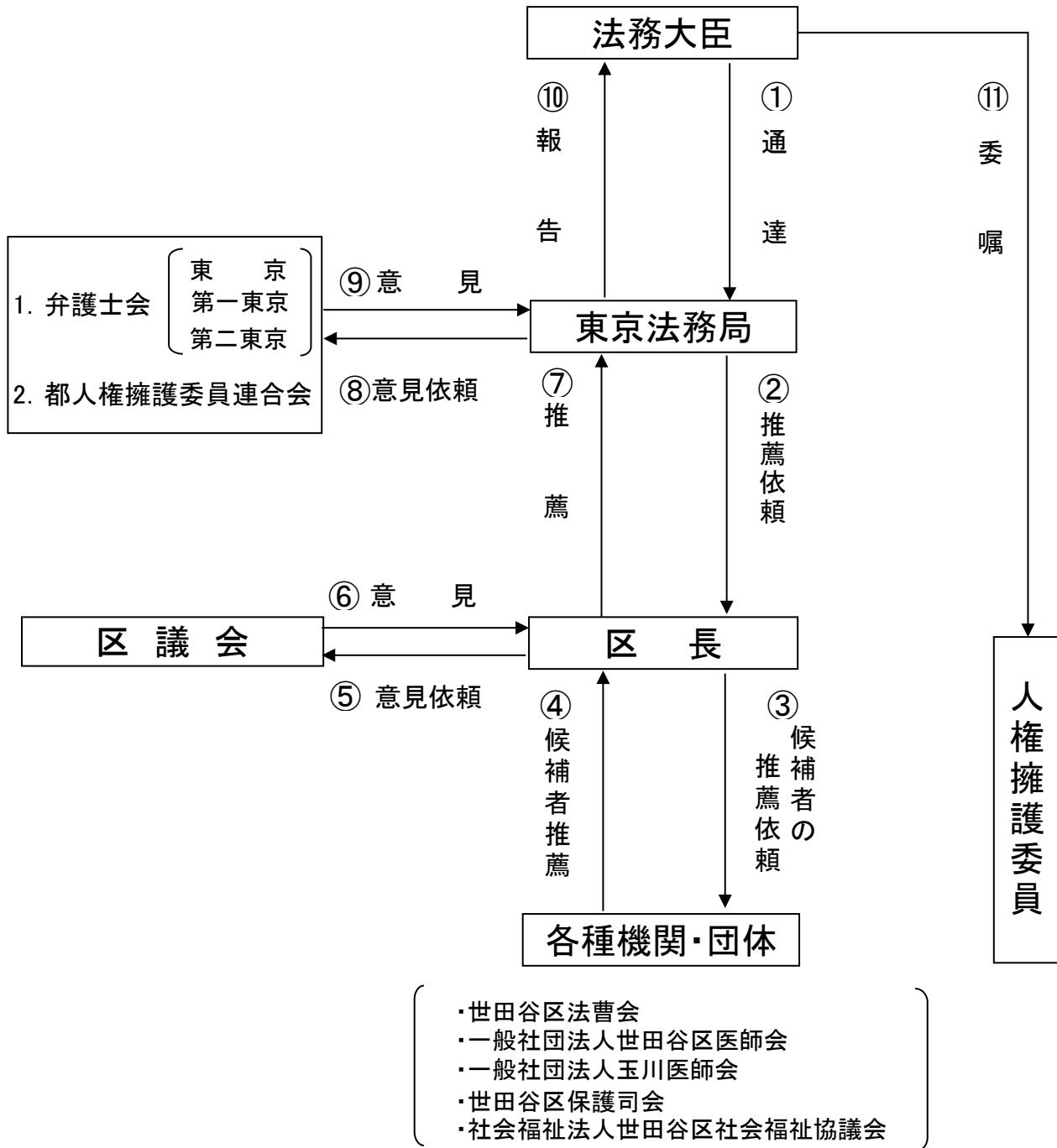
世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和7年11月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成20.4.1	6回
鈴木 賢治	すずき けんじ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成23.4.1	5回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	平成26.7.1	4回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.1.1	令和9.12.31	平成31.1.1	3回
早川 明伸	はやかわ あけのぶ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
上田 浩憲	うえだ こうけん	世田谷区保護司会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.10.1	令和9.9.30	令和3.10.1	2回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和5.1.1	令和7.12.31	令和5.1.1	1回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和5.4.1	令和8.3.31	令和5.4.1	1回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回
志賀 厚介	しが こうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
深沢 岳久	ふかざわ たかひさ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
西牧 佑介	にしまき ゆうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
小松 公子	こまつ きみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
山本 立真	やまもと たつま	世田谷区医師会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回

人権擁護委員委嘱までの流れ



固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める要望書

不安定な国際情勢に伴うエネルギー価格や原材料費の高騰、さらに深刻化する人手不足の影響により、我が国の経済は依然として、先行き不透明な状況が続いています。また、小規模事業者を取り巻く環境も、コロナ禍以前よりも一層厳しさを増しており、事業継続が困難な局面に直面しています。

このような社会経済環境の下で、世田谷区内の事業者の経営や多くの区民の生活はさらに厳しさを増し、その生活基盤は圧迫され続けています。

こうした中、東京都が実施している軽減措置や、減免措置が廃止されることになれば、小規模事業者の経営や生活はさらに厳しいものとなり、地域経済への悪影響が懸念されます。

よって、世田谷区議会は東京都に対し、次の事項を実施されるよう要望いたします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の二分の一軽減措置を引き続き令和8年度以降も実施すること。
2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の2割減免措置を引き続き令和8年度以降も実施すること。
3. 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を引き続き令和8年度以降も実施すること。

令和7年11月12日

世田谷区議会議長 石川ナオミ

東京都知事 小池百合子様